

プレミアム飲食券・商品券発行事業 取扱加盟店募集要項

令和3年3月10日
由利本荘市商工会

1 目的

市内の飲食店及び商店等で使用できるプレミアム飲食券・商品券を発行することで、新型コロナウイルスで影響を受けた飲食店及び商店等の売上及び利益増加の一助となることを目的とする。

2 募集受付期間

令和3年3月15日(月)～令和3年8月31日(火)

※周知方法については、由利本荘市商工会ホームページにて行う。また、必要に応じて、広報への折込等を行う場合がある。

3 募集受付場所

由利本荘市商工会 本所及び各支所

※「由利本荘市プレミアム飲食券・商品券発行事業加盟店登録申請書」にて申請を行う。

※登録料は無料とする。

※事務経費の軽減を図るため、送金口座は原則、羽後信用金庫とする。

4 飲食券・商品券の販売期間

令和3年4月5日(月)～令和3年8月31日(火)

※発行総額に到達した時点で販売終了とする。

5 飲食券・商品券の使用期間

令和3年4月5日(月)～令和3年9月30日(木)

6 商品券の使用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない

- (1) 商品券・ビール券・切手・印紙・プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- (2) 株式・先物・宝くじ等の金融商品の購入
- (3) たばこの購入
- (4) 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払い
- (5) 医療保険や介護保険などの一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）の支払い
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- (7) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等に関する支払い
- (8) その他、由利本荘市商工会が指定するもの

7 飲食券・商品券の換金

- (1) 換金手数料は無料とする。
- (2) 換金受付窓口は、羽後信用金庫(由利本荘市内本支店)窓口とし、受付時間は通常営業時間内とする。
- (3) 加盟店からの換金請求に基づき、月に2回、指定口座へ送金する。
- (4) 事務経費の軽減を図るため、振込口座は原則、羽後信用金庫とする。

8 加盟店の責務

- (1) 加盟店は、由利本荘市商工会が無償配布する加盟店章並びにのぼりを掲示する。
- (2) 特定取引において、商品券の受け取りを拒んではならない。
- (3) 商品券の現金との換金、金融機関への預け入れ、譲渡及び交換又は売買を行ってはならない。
- (4) 本件の額面に満たない利用に対する釣銭を出してはならない。
- (5) 偽造商品券について十分に留意して取り扱うこと。

9 その他

- (1) 上記に記載の無い事項については、由利本荘市商工会が別に定める。
- (2) 当事業の取扱加盟店については、今後、住民税非課税・子育て世帯等に配布される【仮称：新型コロナウイルス対策生活応援商品券】についても、引き続き、取扱加盟店とし、詳細については、事務局より別途案内する。